

課題(1) 歴史的文書への移管

意見交換内容 ○ 各実施機関の歴史的文書への移管はどのように行うべきか

	「国」「公文書管理条例制定県」「滋賀県」の現状	意見交換の論点	懇話会委員からの意見
国 条例制定 4県	<p>(参考1)「公文書館等と歴史的資料保有施設について」参照</p>	<p>(各団体の規定の概要)</p> <p>現在、滋賀県の文書管理規程では、移管についての規定はないため、歴史的文書は、情報公開条例2条2項の規定により、県立近代美術館や県立琵琶湖博物館の資料と同様に、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別の管理がされているものとしています。</p> <p>実施機関において、情報の保秘性などから、知事（県民情報室等）への移管が好ましくない場合や、同じ知事においても、地方機関によっては、県民情報室（県政史料室）に移管するよりも、その地方機関において保存および閲覧することが県民サービス上ふさわしい場合もあるため、それぞれの実施機関や地方機関で保存した場合の歴史的文書の取扱いについて、その法的な枠組みを整理する必要があります。</p> <p>国においては、公文書管理法2条3項の規定に基づき、宮内公文書館および外交史料館が、「国立公文書館等」として、それぞれ宮内庁長官、外務大臣により指定されています。これらの施設でも、公文書等について、国立公文書館と共通のルールで適切な保存、利活用が行われるように本法の趣旨を徹底することが附帯決議されています。</p>	
滋賀県	<p>この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真ならびに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 公報、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>(2) <u>滋賀県立近代美術館、滋賀県立琵琶湖博物館その他の県の施設または県が設立した地方独立行政法人の施設において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別の管理がされているもの</u></p> <p>(滋賀県情報公開条例2条2項)</p>	<p>また、公文書管理法2条4項3号が定める施設（研究所、博物館、美術館等）は、行政機関から移管されたものではありませんが、歴史的学術的価値のある資料を自ら収集し、学術研究等に寄与するために特別の管理ルールを定め、その資料を一般の閲覧に供しているもので、公文書管理法施行令4条の規定による特別な管理を行うものとして、内閣総理大臣が指定しています。</p> <p>(本県の今後の方向性)</p> <p>保存期間が満了した文書を知事等へ移管するよう新たに規定を設けるとともに、例外的に、県政史料室以外の施設に移管し利用に供する場合も考えられるため、知事が、公文書館機能を有する施設として、実施機関や地方機関等の施設を指定することで対応してはどうか。</p>	

課題(2) 保存期間の延長の取扱い

意見交換内容 ○ 保存期間が満了した公文書の延長についてどのように取り扱うか

「国」「公文書管理条例制定県」「滋賀県」の現状		意見交換の論点	懇話会委員からの意見
国	「義務的な延長」…行政機関の長が延長 「裁量的な延長」…内閣総理大臣に報告	<p>(各団体の規定の概要)</p> <p>国および公文書管理条例の制定3県においては、現に監査、検査等の対象となっているもの、訴訟や不服申立てにおける手続上の行為に必要とされるもの、情報公開請求があったものといった特別な事情がある場合には、保存期間満了後も、それぞれに対応するため当該事情が終了するまで公文書を保存しなければならないこととされています。（「義務的な延長」）</p> <p>また、各実施機関の長が職務の遂行上必要があると認める場合についても、その必要な限度において、一定の期間を定めて延長することができることとされています。（「裁量的な延長」）</p> <p>特に「裁量的な延長」を行う場合にあっては、内閣総理大臣や文書管理主管課長への延長期間と延長理由の報告等を求めています。</p> <p style="text-align: center;">(参考2)「保存期間の延長の取扱いについて」参照</p> <p>国の移管・廃棄等の状況を見ると、「移管」が0.4%、「廃棄」が69.7%、「延長」が29.9%となっており、「延長」のうち、「義務的な延長」を行っているものは0.1%であり、残る99.9%は「裁量的な延長」となっています。（「平成26年度における公文書等の管理等の状況についての報告」（平成28年2月））</p>	
鳥取県	「延長」…文書管理主管課長が申出を承認		
島根県	「義務的な延長」…文書管理主管課長および公文書館長に報告 「裁量的な延長」…文書管理主管課長の承認および公文書館長に報告		
香川県	「義務的な延長」「裁量的な延長」…文書管理主管課長と協議		
熊本県	「義務的な延長」「裁量的な延長」…文書管理主管課長に報告		
滋賀県	主務課長は、保存期間が経過した後も引き続き公文書を保存する必要があると認めるときは、総合事務支援システムに保存期間の延長を登録しなければならない。 (滋賀県文書管理規程43条)		
		<p>(本県の今後の方向性)</p> <p>当初設定した保存期間の満了後も引き続き現用文書として保存しなければならない場合は、各実施機関の長が保存期間を延長することができることとするが、その場合は、歴史的文書への移管を促し適正な文書の管理を確保するため、文書管理主管課（県民情報室等）への延長期間と延長理由の報告等について検討してはどうか。</p>	

課題(3) 経過措置

意見交換内容 ○ 条例施行時の永年保存文書等をどのように取り扱うか

「国」「公文書管理条例制定県」の現状	意見交換の論点	懇話会委員からの意見
<p data-bbox="142 1167 178 1192">国</p> <p data-bbox="142 1251 261 1318">条例制定 4 県</p> <p data-bbox="308 1230 1015 1260">〔参考 3〕「歴史的文書等に関する経過措置について」参照)</p>	<p data-bbox="1240 588 1507 613">(各団体の規定の概要)</p> <p data-bbox="1222 638 2261 949">滋賀県では、情報公開条例の施行において、情報公開の対象とする公文書を、議会は平成11年10月1日以降、公安委員会および警察本部長は平成14年4月1日以降のものとする経過措置を設けていますが、公文書管理においては、文書の作成、保存、移管等に関する規定を、現に有している文書全てを対象とすることが適切であると考えられます。こうしたことから、公文書管理条例の施行において、対象を条例施行後に作成された文書とするかどうか、また、既に作成され保存している永年保存文書等をどのように取り扱うか検討する必要があります。</p> <p data-bbox="1222 974 2261 1041">国、鳥取県および島根県においては、条例施行時に公文書館等が保存する文書については、特定歴史公文書等とみなすとしています。</p> <p data-bbox="1222 1066 2261 1184">香川県では、文書の作成・保存・移管等に関する規定は、条例施行後に作成された文書について適用することとし、条例施行時に文書館が保存する文書については、特定歴史公文書等とみなすとしています。</p> <p data-bbox="1222 1209 2261 1478">熊本県では、条例の規定は、条例施行後に作成された文書について適用することとしていますが、条例施行時に、保存期間を定めずに30年以上保存している文書は、歴史公文書とみなし、知事へ移管し、移管された文書を利用に供するよう努めることとしています。また、定められた保存期間満了後も保存している文書は、歴史公文書とみなし、知事へ移管または廃棄し、移管された文書を利用に供するよう努めることとしています。</p> <p data-bbox="1240 1587 1507 1612">(本県の今後の方向性)</p> <p data-bbox="1222 1638 2261 1898">公文書管理条例の施行においては、条例施行時に、県民情報室(県政史料室)で利用に供している歴史的文書を特定歴史的文書とみなすとともに、各所属において現用文書のまま永年保存されている文書のうち歴史的価値を有するものについては、歴史的文書とみなし、協議の上、各実施機関の長の判断で知事等(県民情報室(県政史料室))へ移管し、移管された文書については県民の利用に供するよう努めることとしてはどうか。</p>	

